

# 会 議 録

|                    |                                                                           |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1 会 議 の 名 称        | 教育福祉常任委員会                                                                 |
| 2 日 時              | <p>令和 8 年 6 月 1 1 日 (木)</p> <p>午後 1 時 3 0 分 開会</p> <p>午後 2 時 0 9 分 閉会</p> |
| 3 場 所              | 全員協議会室                                                                    |
| 4 出 席 者<br>( 7 人 ) | 荻野 貴文 安藤 玄一 今野 康敏                                                         |
|                    | 川添 康大 越水 崇史 大山 学                                                          |
|                    | 米谷 政久                                                                     |
| 5 欠 席 者            | なし                                                                        |
| 6 説 明 員            | なし                                                                        |
|                    |                                                                           |
|                    |                                                                           |
|                    |                                                                           |
|                    |                                                                           |
|                    |                                                                           |
|                    |                                                                           |
|                    |                                                                           |
|                    |                                                                           |
| 7 傍 聴 者            | あり                                                                        |
| 8 事 務 局            | 次長 主事                                                                     |
| 9 会議のてんまつ          | 別紙のとおり                                                                    |

議 題 陳情第2号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的  
中立性と安全確保を求める陳情  
結 果 不採択

午後1時30分 開会

○委員長【荻野貴文議員】 ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

初めに、「陳情第2号、公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【大中学議員】 それでは、陳情第2号について意見を述べます。

まず、公立学校における教育活動は、教育基本法及び学習指導要領に基づき、政治的中立性が確保されねばならないことは言うまでもありません。また、校外学習における生徒の安全確保が重要であることについても異論はありません。したがって、本陳情が求める政治的中立性の確保という基本的な考えについては理解するものであります。

しかしながら、本陳情の陳情理由を拝見しますと、特定の平和学習や校外学習の内容について一方的な評価や断定的な表現が見受けられます。また、教育現場で行われている平和教育全般に対して十分な客観的根拠が示されないまま問題視している記述も含まれます。

平和教育は、戦争の悲惨さや平和の尊さについて学び、児童生徒が自ら考え判断する力を育むことを目的として実施されているものであります。教育現場においては、教職員が学校指導要領に基づき適切な指導を行っており、その内容については教育委員会による指導監督が行われています。

もちろん教育活動においては、特定の政治的立場に偏ることなく、多面的、多角的な視点から学ぶことが求められます。しかし、本陳情はその趣旨を超えて、教育現場で行われている平和教育そのものに対して疑念を抱かせる内容となっており、結果として、学校現場の自主的な教育活動を萎縮させる懸念があります。

本陳情については、一部理解できる点はあるものの、陳情理由に賛同できない記述が含まれており、陳情全体として採択することは適当でないと判断いたします。

以上の理由により、本陳情には反対するものであります。

以上です。

○委員【越水崇史議員】 それでは、陳情第2号について反対の立場から意見

を申し上げます。

本陳情については、子どもたちの教育が政治的中立性を保ちながら適切に行われるべきであろうという問題意識については理解するものであります。しかしながら、現時点において新たな調査や確認を求める必要性は高くないと考えることから、本陳情には反対とさせていただきます。

まず、公立学校における教育活動は、さきの委員も述べておりますけれども、教育基本法や学習指導要領等に基づき適切に実施されているものであり、政治的中立性の確保はその前提となる重要な原則であります。

本陳情では、特定の政治的活動との関連が示唆されていますが、本市の教育現場において政治的中立性が損なわれている具体的な事実が確認されている状況にはないと認識しております。明確な根拠が示されないまま、広範な調査を行うということは、教育現場に新たな負担を生じさせる可能性もあると考えます。

また、平和教育は、戦争の歴史、人権、国際社会の課題について学び、多面的な視点を育むための大切な教育活動であります。教育内容については、教育委員会や学校現場が専門的見地から適切に判断しているものと考えていますし、その自主性や専門性は尊重されるべきであります。

さらに、修学旅行や校外学習の安全管理については、国の通知や指針等に基づき必要な対策が講じられております。本市においても適切な対応が図られているものと考えられる中で、過去の教育活動全般を対象とした改めでの調査を実施する必要性については慎重に考えるべきと考えます。教育に対する市民の関心や意見は大切に受け止めるべきではありますが、現時点では、本陳情が求める対応を行うだけの客観的な根拠や必要性は十分に示されていないと考えます。

教育現場に対して適切な検証を行うことは重要である一方で、日々、子どもたちの学びを支えている教職員や学校現場への信頼と敬意もまた大切にされるべきであります。今後も教育委員会や学校において適切な教育活動が行われることを期待いたします。

以上の理由から、本陳情には反対するものであります。

以上です。

○委員【米谷政久議員】      それでは、私からも陳情第2号について意見を申し上げます。

本陳情は、公立中学校における平和教育及び修学旅行、校外学習について、政治的中立性と安全管理の確保を求めるものであります。教育における政治的中立性の確保、また、児童生徒の安全確保は極めて重要であり、その考え方自体を否定するものではありません。教育基本法や学習指導要領に基づき教育委員会及び学校現場において適切に運用されるべき基本原則であります。

しかしながら、本陳情の内容を拝見すると、一部の事例や特定団体との関係性を前提として、過去の教育活動全般の確認や調査、教育内容への広範な点検を求める内容となっております。学校教育における平和教育や修学旅行は単に知識を伝える場ではなく、児童生徒が歴史、社会、国際関係について多面的、多角的に

考え、自ら判断する力を育む教育活動であります。その実施内容は、教育委員会及び学校が教育的見地から責任を持って判断すべきものであり、議会や行政が個別教育内容へ過度に関与することは慎重でなければなりません。

また、本陳情では、特定の政治的影響や偏向の可能性を前提とした調査や実態把握を求めています。市内教育現場において現時点で組織的、また、継続的な問題が確認されているわけではありません。明確な根拠を示さないまま広範な検証を行うことは教育現場への不信を助長し、教職員の萎縮や教育活動の停滞につながる懸念があります。

さらに、安全管理については、事故を受けた国の通知等を踏まえ、既に教育委員会及び学校において必要な対応を講じるべき仕組みが存在しております。個別事故をもって教育活動全般の見直しや追加調査を求めることは適切とは言えません。教育行政は、現場の専門性と教育委員会制度を尊重しながら運営されるべきであり、教育内容への政治的介入を避けることこそ真の政治的中立性につながるものと考えます。

以上の理由から、本陳情は賛同できず、不採択といたします。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 陳情第2号に対し、慎重な検討を重ねた結果、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

本陳情が求めている具体的な手法やその根拠となる前提認識については、本市の教育現場の実態や行政コストの観点から幾つかの重大な懸念を拭い切れません。

第1に、過去3年間にわたる計画書や実施報告書の精査、さらには関係者の聞き取り調査なども求める点についてです。限られた行政リソース、そして、ただでさえ多忙を極める教職員の業務環境を鑑みたとき、過去の膨大な記録を一律に遡り、政治的中立性や懸念の有無を主観的に点検調査することは過大な業務負担を強いることになります。これは費用対効果や時間対効果の観点から見て不合理と言わざるを得ません。

第2に、過度な中立性の追及が教育現場に及ぼす萎縮効果への懸念です。本市の公立中学校においては、既に学習指導要領や教育基本法にのっとり適切な教育課程が編成され、教育委員会の指導の下で中立かつ安全な教育活動が行われております。ここに特定の政治的運動との関わりを過度に警戒する視点を持ち込むことは教職員の過度な萎縮を招くおそれがあります。結果として、現代社会の複雑な課題や歴史的背景を学ぶ貴重な機会である平和教育や、校外学習が当たり障りのない形式的なものへと形骸化し、生徒たちの多面的、多角的に考える力をかえって阻害してしまうリスクが懸念されます。

沖縄での痛ましい船舶事故を受けた安全管理の徹底については、既に文部科学省からの通知に基づき、本市教育委員会においても迅速かつ厳格に対応が進められていると確信しております。いたずらに現場へ疑念の目を向けるのではなく、現行のガバナンス体制を信頼し、真に必要な安全対策への投資や教職員が教育活動に専念できる環境づくりこそ注力すべきです。

以上、全体観に立った合理的な行政運営を推進する立場から、本陳情には反対といたします。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第2号について反対の立場から意見を述べさせていただきます。

冒頭、今年3月16日に沖縄、辺野古沖で転覆事故で命を落とされた方々には心より御冥福をお祈りします。また、御遺族の皆さんの悲しみに寄り添い、事故の原因究明、再発防止を徹底することは当然のことです。

しかし、安全管理の問題と平和教育の内容への介入は全く別の問題です。この陳情は、悲しい事故を入り口に、平和教育そのものへの締めつけを市の教育委員会に求めるものであり、その点に強く反対をいたします。

文部科学省は、5月22日、同志社国際高校の研修旅行について、教育基本法第14条第2項に違反すると断定し、さらに全国の校外学習の調査を行うと発表しました。私たち日本共産党の山添拓政策委員長は、これに対し、教育内容に対する行政による介入だと言わざるを得ないと厳しく批判をしました。

研修旅行の安全管理上の問題は当然問われなければなりません。それを理由として教育内容に踏み込むことは、教育内容に対する政治の介入は抑制的であればならないという原則に反するものです。同校を含む各校が年間を通じて多面的な平和学習を行ってきたことも踏まえれば、辺野古への視察という一場面だけをもって一方的に教育基本法違反と決めつけることはあまりにも乱暴です。

陳情項目①は、平和教育の政治的中立性の基本方針を確認することを求めています。その前提となる教育基本法第14条の解釈が問題です。教育基本法第14条が禁じているのは、特定の政党を支持し、または反対するための政治教育その他政治的活動です。これは極めて限定された内容です。学校で政治教育を行ってはならないという規定ではありません。主権者を育てる上で政治的教育を行うことは大切なことだという立場が正しい解釈です。政府が推進する政策に意を唱える人々の声を聞いたり、現場を訪ねたりすることが即第14条違反になるとすれば、まともな主権者教育も平和教育も成り立ちません。本陳情が求めている確認は、こうした誤った解釈に基づく萎縮効果を市の教育行政がわざわざ広げることになりかねません。

陳情項目③は、過去3年間の修学旅行、平和学習の記録を確認することを、また、④は、そこで懸念が残る事例については必要な実態把握を行うことを求めています。これは現場の教員や学校が何を教えたか、誰を講師に呼んだかについて、行政に詳細に報告をさせ、問題ありと判断されれば、聞き取り調査を受けるという体制をつくることを意味します。懸念が残る事例の基準は極めて曖昧であり、行政による恣意的な権力的介入の入り口となる危険があります。このような調査、確認の仕組みが広がれば、教育現場は萎縮し、自由な教育活動が損なわれます。

全日本教職員組合も政治教育や平和教育を行うことへの萎縮が広がることは、教え子を戦場に送り出した過ちを繰り返すことにつながりかねないと声明を出しています。

陳情項目②の保護者への説明責任と安全管理の徹底については、文科省が4月7日に出した通知の趣旨とも一致しており、子どもの安全を守る観点から重要な内容を含んでいます。ただし、この陳情全体の構成は安全管理の問題を入り口に、平和教育への締めつけと過去の教育活動への遡及調査を求めるものとなっています。項目②の内容のみを切り離して評価することはできず、陳情全体として採択することは適当でないと判断をします。

伊勢原市の子どもたちが広島や長崎、沖縄の現実から学び、平和を願う市民と対話し、自らの頭で考える力を育む。それが本来の平和教育であり、主権者教育です。本陳情の採択はそのような教育を萎縮させる方向に作用します。よって、陳情第2号に反対の意見といたします。

○委員【安藤玄一議員】 陳情第2号について反対の立場から意見を申し上げます。

まず、本陳情のうち、修学旅行や校外学習における安全管理の徹底、保護者への十分な説明責任を求める点については私も賛同するものであります。令和8年3月に沖縄県辺野古沖で発生した痛ましい事故を受け、学校が校外活動における安全確保に万全を期すことは当然であり、保護者が安心して子どもを送り出せる環境を整えることは極めて重要であります。

また、生徒が多面的、多角的な視点から物事を考え、主体的に判断する力を育む教育の重要性についても異論はありません。さらに、学校教育における政治的中立性の確保は極めて重要であり、特定の政党や政治運動の立場を生徒に一方的に押しつけるような教育があってはならないことは言うまでもありません。

しかしながら、本陳情のうち、過去3年間の平和学習や修学旅行等について、政治的中立性の観点から確認を行い、さらに懸念が残る事例について学校や関係者への聞き取りを求める部分については賛同しかねます。その理由は、何をもって政治的中立性を欠くと判断するのか、その基準が必ずしも明確ではないからであります。平和教育や歴史教育では、戦争、基地問題、外交、安全保障など社会的、政治的な要素を含むテーマを扱うことがあります。しかし、それらを学ぶこと自体が直ちに政治的偏向を意味するものではありません。教育現場に求められるのは、一つの考え方を押しつけるのではなく、様々な資料や意見に触れながら、生徒自身が考える機会を提供することです。

本陳情が求めるような過去の教育活動の確認や聞き取りが行われることになれば、学校現場が過度に慎重となり、批判を恐れるあまり、戦争や平和、基地問題などの社会的課題を扱うこと自体を避けるようになるおそれがあります。その結果、生徒が多様な意見や現実の課題に触れ、自ら考える機会が失われることは教育本来の目的に照らしても望ましいことではありません。

また、本陳情においては、本市の公立中学校において、具体的、政治的中立性を欠く教育活動が行われた事実までは示されておりません。そのような状況の中で、過去の教育活動を広く確認し、関係者への聞き取りまでを求めることは必要性和均衡を欠くと言わざるを得ません。

加えて申し上げれば、仮にこうした点検を行おうとしても、その実効性には限界があります。仮にそのような懸念が存在したとしても、特定の政党を支持するような指導が実際にあったのかどうかを指導案や報告書などの記録から把握することはおのずと限界があるからであります。基準も明確でないのに確認しても、実態をつかみ難い調査に教育委員会の限られた人員と時間を割くことは得られる成果と照らして適切とは言えないと考えます。

もっとも政治的中立性の確保が重要であることはさきに申し上げたとおりであります。であればこそ、それは過去に遡っての点検や聞き取りという手法ではなく、教育委員会による平常時の適切な指導や教員研修、使用教材の確認、そして保護者への丁寧な事前説明を通じて、将来に向けて担保されるべきものであります。

政治的中立性を確保するということは、政治的な内容に触れないということではありません。学校教育においては、多様な意見や立場に触れながら、生徒が自ら考え判断する力を育むことが重要であります。こうした学びの機会を確保していくことこそが主権者教育の本来の姿であると考えます。

以上の理由から、安全管理の徹底や保護者への説明責任の強化という問題提起については理解するものの、教育内容への過度な介入につながるおそれがあること、また、求められている点検が実効性を欠くことから、本陳情には反対をいたします。

○委員長【荻野貴文議員】      ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）  
なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。  
本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○委員長【荻野貴文議員】      挙手なし。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第3号 子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情

結 果 採 択

○委員長【荻野貴文議員】 次に、「陳情第3号、子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件について意見等をお願いいたします。

○委員【越水崇史議員】 それでは、「陳情第3号、子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」について賛成の立場から意見を申し上げます。

子どもたちの学びの環境をもう少し温かくゆとりのあるものにしたい、そんな思いからこの陳情に賛成の立場で意見を述べます。

今の学校現場では、不登校や発達特性の支援、家庭教育の変化など、子どもたちが抱える事情は本当に様々なようです。先生方も一生懸命向き合っていますが、40人近い教室ではどうしても一人一人に目が行き届きにくくなってしまう。少人数学級は子どもが安心して過ごせるだけでなく、先生が子どもの小さな変化に気づける環境づくりにもつながります。

また、教員の働き方の問題も深刻です。長時間労働が続けば、先生自身が疲れ切ってしまう、結果として子どもたちにしわ寄せが行きます。学級規模を小さくするということは、先生の負担を減らして教育の質を守るためにも欠かせない取組だと考えます。もちろん、財源や人材確保といった課題はあります。しかし、教育は未来への投資です。今ここで手を打たなければ、10年後、20年後の日本はもっと厳しい状況に置かれてしまうでしょう。

子どもたちが安心して学び、先生が誇りを持って働ける環境をつくることは社会全体の責任だと思います。財源確保や教員養成、働き方改革など様々な課題の優先順位もあろうかと思いますが、本陳情は採択されるべきだと考えます。

以上の理由から、賛成の立場での意見とさせていただきます。

○委員【大中学議員】 それでは、陳情第3号について意見を述べます。

今日、学校現場を取り巻く環境は大きく変化しております。いじめや不登校への対応、特別な支援を必要とする児童生徒への支援、外国につながる子どもへの対応、ICT教育の推進など、教職員に求められる役割は年々増加しております。

一方で、教職員の長時間勤務は依然として大きな課題であり、教員不足も全国的な問題となっています。子ども一人一人に寄り添ったきめ細やかな指導を実現するためには、教職員定数の改善による人的配置の充実が不可欠であります。少

人数学級の推進は、学習理解の向上だけでなく、子どもたち一人一人の状況把握や生活指導の充実にもつながります。また、教職員の負担軽減にも寄与し、より質の高い教育環境の実現に寄与するものであります。

さらに、教育の機会均等は憲法及び教育基本法の理念に基づく重要な責務であります。地域や自治体の財政力によって教育条件に格差が生じることがあってはなりません。そのためにも、教育費国庫負担制度は、全国どこでも一定水準の教育を保障する根本的な制度であり、この堅持と拡充は極めて重要であると考えます。

特に、地方自治体を取り巻く財政環境が厳しさを増す中、国の責務において教育費を確保し、教職員の配置や教育環境の整備を進めることは、将来を担う子どもたちへの投資であり、持続可能な社会の実現に向けた基盤づくりでもあります。

本陳情は、特定の地域や学校のための利益を求めるものでなく、全ての子どもに等しく質の高い教育を保障する趣旨のものであり、その内容は十分に理解できるものであります。

よって、本陳情は採択すべきものと考え、賛成の意見といたします。

以上です。

○委員【米谷政久議員】      それでは、陳情第3号について意見を申し上げます。

本陳情は、子どもたちに豊かな学びを保障するため、教職員定数の改善、教育予算の充実、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求めるものであります。

我が国が将来にわたって成長し続けるためには、人づくりこそが国家の基盤であり、教育への投資は、単なる支出だけではなく、未来への投資であると考えます。

近年、学校現場では、不登校児童生徒の増加、特別な配慮を必要とする児童生徒への対応、保護者支援、ICT活用など、教職員に求められる役割が急速に拡大しております。現場の努力だけに依存する学校運営には限界があり、教員が本来果たすべき子どもと向き合う時間を確保するための環境整備が必要です。

また、教育機会の均等は、憲法及び教育基本法の理念にも通じる重要な考え方であり、住む地域や自治体の財政力によって教育環境に過度な差が生じるべきではありません。義務教育費国庫負担制度は、全国どこに住んでいても一定水準の教育が受けられる仕組みとして重要な役割を担っており、安定的な維持と必要な拡充は国の責任であります。

一方で、教育課題の解決は単純な人員増や予算増額のみで達成されるものではありません。教職員定数の改善については教育効果や現場負担の検証、教員の働き方改革、専門人材の配置適正化と併せて進めることが重要であります。また、学級規模の見直しについても、地域実情や教員確保の現実を踏まえ、持続可能な制度として国全体で検討されるべきものと考えます。

しかしながら、現在の教育現場が置かれている状況を考えれば、子どもたちの学びを守るため、国に対して必要な財源措置と教育基盤の強化を求める方向性は十分理解できるものであります。

教育は将来への先行投資であり、子どもたちへの責任であります。将来世代に必要な教育環境を確保する観点から、本陳情の趣旨に賛同し、採択いたします。  
以上。

○委員【今野康敏議員】 陳情第3号に対し賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

文部科学省の調査では、1クラスに3.6人以上の児童生徒が学習や行動面で困難を抱えているとされ、さらに全国の不登校児童生徒数は35万人を超え、低年齢化と長期化が喫緊の課題となっております。これらはもはや教育現場だけの問題ではなく、地域全体の持続可能性を揺るがす重大なリスクと考えます。

多様化、複雑化する子どもたちのニーズに対応するため、35人以下学級の確実な推進や専門スタッフの配置拡充は不可欠であります。しかし、現状では、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の不足する配置時間を市町村が独自予算で補っており、自治体間の財政力による教育格差が拡大しているのが現状であります。教育の機会均等と一定水準の維持は国の責任においてあまねく保障されるべきであります。

地方自治体の限られた財源運営、すなわち地域経営の枠組みだけでこの深刻な課題を解決しようとするれば、必ずや自治体財政への過度な圧迫、あるいは支援の網の目から漏れる子どもたちの増加を招きます。

教育予算の増額、国庫負担割合の2分の1への復元は、地方の財政健全性を保ちながら、誰一人取り残さない安定した教育支援体制を確立するための根幹たる財源保障です。国が責任を持って持続可能な学校運営体制と専門スタッフの常勤化を整備することは、本市の健全な教育管理の観点からも強く求めるべき正当な要求と考えます。

以上の理由により、陳情第3号についての賛成の意見といたします。

○委員【川添康大議員】 それでは、私からも陳情第3号に賛成の立場で意見を述べます。

この陳情は中学校35人以下学級の推進と30人以下学級の実現、教職員定数の抜本改善、スクールカウンセラー等の常勤化、配置拡充、義務教育費国庫負担割合の2分の1への復元という4項目を国に意見書として求めるものです。

賛成理由について4点述べます。

第1に、少人数学級の実現は、子どもの権利の問題です。文科省の調査でも1クラス当たり3.6人以上の児童生徒が学習行動面で著しい困難を示しており、学級規模の縮小がきめ細やかな指導と子どもの安心につながることは明らかなです。私たち日本共産党は、小学校から高校まで30人学級の実現を政策として掲げており、この陳情の趣旨とも一致します。OECDの平均学級規模が小学校21人であることを踏まえれば、日本の現状は国際水準からも立ち後れており、早急な改善が求められます。

第2に、教職員定数の改善は、教員不足、長時間労働の解消に直結します。私たち日本共産党は、教員の定数減を放置せず、増員に転じ、少人数学級の拡大と

教員の労働時間短縮こそ必要であると、2026年度予算審議でも訴えています。乗ずる数の見直しを含む義務標準法の抜本改正は、持続可能な学校運営体制を築くための不可欠な制度改革です。

第3に、不登校対策の充実です。不登校児童生徒数は12年連続で最多を更新し、令和6年度には35万人を超えました。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの非常勤、不十分な配置が続く現状では、子どものニーズに応えられません。国が責任を持って常勤化、配置拡充を進めることは急務です。

第4に、義務教育費国庫負担割合の問題です。2006年の三位一体の改革により国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられました。この削減は地方自治体の教育財源を直撃し、自治体間の教育格差を広げてきました。教育の機会均等は憲法の要請であり、負担割合を2分の1に復元し、国が責任を取り戻すことは当然の要求です。子どもたちが住む地域や自治体の財政力に関係なく等しく豊かな学びを受けられること、それが教育の原点です。

よって、本陳情に賛成いたします。

○委員【安藤玄一議員】 陳情第3号について賛成の立場から意見を申し上げます。

本陳情は、子どもたち一人一人に行き届いた教育を実現するため、中学校35人以下学級の確実な推進と30人以下学級の実現、教職員定数の抜本的な改善、不登校児童生徒等への支援体制の充実、そして義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を国に求めるものです。

現在、学校現場を取り巻く状況は大きく変化しています。児童生徒数は全体として減少傾向にありますが、そのことによって、学校現場の課題が単純に軽くなっているわけではありません。不登校、いじめ、発達特性、家庭環境の課題、心の不安など、子どもたちが抱える困難は多様化し複雑化しています。本市においても不登校児童生徒数の増加は重要な課題です。

伊勢原市教育委員会の令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等調査によれば、市立小中学校における不登校児童生徒数は前年度から60人増加し、295人という数値となっております。この数字は、学校現場において、これまで以上にきめ細かな支援体制が求められていることを示していると受け止めています。

このような状況において、学級規模の縮小や教職員定数の改善は、単に教職員の負担軽減という観点だけで捉えるべきではありません。子どもたち一人一人の変化に気づき、必要な支援につなげ、安心して学べる環境を整えるための土台であると考えます。

また、教職員定数についても、現場の実態に即した算定方法の見直し、いわゆる乗ずる数の見直しを含め、制度的に改善していく必要があります。学校現場に求められる役割が広がる中で、従来の定数配置の考え方だけでは十分に対応し切れない課題が生じていると考えます。

一方で、30人以下学級の実現には、教員確保、教室数、財源など現実的な課題があることも事実です。だからこそ、市町村だけの努力に委ねるのではなく、

国において計画的な制度設計と財源措置を進めていく必要があります。

また、本陳情の中で特に重要だと考えるのは、不登校児童生徒を含む全ての子どもたちが安心して学ぶことができる環境を整えるため、校内教育支援センター支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど配置拡充と常勤化を求めている点であります。現在の学校現場では、担任や教職員だけでは対応できない課題が増えています。子どもの心のケア、家庭への支援、福祉機関との連携、学校だけを目的としない多様な学び場の確保など、専門的な支援が不可欠です。本市においても教育支援教室や相談体制など様々な取組が進められています。しかし、支援を必要とする子どもが増えている中で、専門職の配置時間や人員が十分であるかは今後も丁寧に確認していく必要があります。

教育は、自治体の財政力によって受けられる支援に大きな差が生じてよいものではありません。どの地域に住んでいても、子どもたちが一定水準の教育を受け、必要な支援につながるができる環境を整えることは国全体の責任であると考えます。

義務教育費国庫負担制度についても、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための重要な制度です。かつて2分の1であった国庫負担割合が3分の1に引き下げられた経緯を踏まえれば、国の責任を改めて明確にし、地方財政を確保した上で、負担割合の復元を求める本陳情の趣旨は妥当であると考えます。

学校は子どもたちが学力を身につける場であると同時に、自分が受け止められると感じ、社会とのつながりを育む場であります。その学校を支える体制が不十分であれば、最終的に影響を受けるのは子どもたちです。

以上のことから、本陳情の趣旨は、伊勢原市の学校現場が抱える課題とも重なるものであり、国に対して必要な制度改善と財源保障を求めるものとして妥当であると考えます。

よって、本陳情については採択すべきものと考えます。

○委員長【荻野貴文議員】      ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【荻野貴文議員】      挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【荻野貴文議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 9 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和 8 年 6 月 1 1 日

教育福祉常任委員会  
委員長 荻 野 貴 文